

くらしの手続チェックリスト

● おくやみ

心よりお悔み申し上げます。

【令和3年度版】



死亡届

死亡の事実を知った日から
7日以内に届出してください。

火葬許可証をお渡しします。

- ・火葬認可証は、火葬場に必ずお持ちください。
- ・火葬許可証は、火葬後ご遺族に返却されます。納骨するときに必要な書類ですので、大切に保管してください。

●死亡届出人は、

1. 親族（6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族）
2. 同居者
3. 家主、地主、家屋もしくは土地の管理人等となっています。

●届出に必要なもの

1. 届書
2. 届書の死亡診断書に医師の証明
3. 届出人の印鑑

関連する手続は、死亡届と同時に行う
必要はありません。
落ち着いてから手続にお越してください。

チェックリストへ

●忘れずにお持ちください

本人確認書類

役場での手続きの際は本人確認いたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

官公署が発行した、顔写真付きで身分が証明できるもの、免許証、マイナンバーカード等

本人確認に
2点以上
必要なもの

・健康保険証
・年金手帳
・介護保険証
・顔写真付きの社員証、学生証等

代理人の方が手続するときは

①代理人として来られた方について本人確認いたします。

②手続ができるかどうか、手続の対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。

③番号制度の対象手続の場合は、手続対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

くらしの手続チェックリスト

●死亡の届出をされたご遺族の方へ

次項に該当される場合は、担当課でお問い合わせのうえ、手続をしてください。

場所	窓口番号	課名	対象者	手続内容	必要なもの	<input checked="" type="checkbox"/>
本庁1階	1	住民保険課	死亡された方の親族等	<ul style="list-style-type: none"> 死亡の事実を知った日から数えて7日以内に手続をしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 届書 届書の死亡診断書に医師の証明 届出人の印鑑 	<input type="checkbox"/>
			印鑑登録をされていた方	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証（カード）をお返してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード） 	<input type="checkbox"/>
			除票が必要な方 （届出人又は、同じ住所で世帯の方）	<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し 諸証明等交付請求書を記入してください。 ※除票を請求できる方が来庁できない場合は、届出人からの委任状が必要になります。	<ul style="list-style-type: none"> 遺族の方の本人確認書類、あれば死亡届出書のコピー 	<input type="checkbox"/>
			国民健康保険または後期高齢者医療に加入されていた方	<ul style="list-style-type: none"> 資格喪失の手続きをしてください。 葬祭費の申請をしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険証（亡くなられた方） 通帳（喪主をされた方） 印鑑（届出に来られた方） 	<input type="checkbox"/>
			国民年金に加入または受給されていた方	<ul style="list-style-type: none"> 資格喪失の手続きをしてください。 未支給年金の受給手続きをしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 手続の種類により必要なものが異なります。また、年金事務所での手続きが必要になる場合があります。 	<input type="checkbox"/>
			福祉医療（乳幼児・子ども・ひとり親・障害・重度老人等）を受給されていた方	<ul style="list-style-type: none"> 資格喪失の手続きをしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 受給者証 印鑑 遺族の方の口座がわかるもの 	<input type="checkbox"/>
2	建設環境課	死亡された方の名義で犬を飼っておられる方	<ul style="list-style-type: none"> 飼い主変更の手続きをしてください。 		<input type="checkbox"/>	

場所	窓口番号	課名	対象者	手続内容	必要なもの	<input checked="" type="checkbox"/>
本庁1階	4	税務課	住民税を課税されていた方	<ul style="list-style-type: none"> 納付書の送付先等の変更手続きをしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺族の方の本人確認書類 	<input type="checkbox"/>
			本町で固定資産税を課税されていた方	<ul style="list-style-type: none"> 納付書の送付先等の変更手続きをしてください。 土地・家屋の所有者変更は、法務局で手続きをしてください。 (奈良法務局葛城支局 0745-52-4941) 家屋を登記されていない方(未登記家屋の所有者)は、税務課で所有者変更の手続きをしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺族の方の本人確認書類 	<input type="checkbox"/>
			軽自動車(原付)等を所有されていた方	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車の場合(125cc以上の普通自動二輪車を含む)は軽自動車協会で名義変更等の手続きをしてください。 (奈良県軽自動車協会 0743-58-3700) 原動付自転車の場合は当課で名義変更または廃車の手続きをしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ナンバープレート 本人確認書類 戸籍謄本(亡くなられた方との関係がわかるもの) 	<input type="checkbox"/>
5	徴収課	介護保険被保険者証をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> 資格喪失の手続きをしてください。 被保険者証を返却してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険被保険者証 負担限度額認定証(認定を受けた方) 介護保険負担割合証(認定を受けた方) 	<input type="checkbox"/>	
		町県民税・固定資産税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を納められている方	<ul style="list-style-type: none"> 納税の必要がある場合は徴収課で確認の上、納税してください。 分納を希望される場合は、徴収課にて申し出てください。 	<ul style="list-style-type: none"> (分納を希望される場合) 印鑑 遺族の方の本人確認書類 	<input type="checkbox"/>	
本庁2階	8	総務課	避難行動要支援者名簿に登録されている方	<ul style="list-style-type: none"> 登録抹消手続きをしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺族の方の本人確認書類 	<input type="checkbox"/>
	9	まちづくり推進課	農地を相続された方	<ul style="list-style-type: none"> 農地法により届出が必要です。届出書は当課にてお渡ししますのでお越しください。事前に届出書をお持ちの方は、届出書に必要事項を記載、捺印の上当課に右記の書類を添えて提出してください。 (登記簿謄本のお問い合わせ先：奈良法務局葛城支局 0745-52-4941) 	<ul style="list-style-type: none"> (提出される場合) 届出書 相続したことがわかる書類(登記簿謄本等) 	<input type="checkbox"/>
			町営・改良住宅に居住されていた方	<ul style="list-style-type: none"> 死亡された旨のご連絡をください。 		<input type="checkbox"/>
本庁3階	10	議会事務局	元上牧町議会議員で議員年金制度の退職年金受給者の方及び遺族	<ul style="list-style-type: none"> 町村議会議員共済会への届出が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 手続の種類により、必要なものが異なりますので、ご連絡ください。 	<input type="checkbox"/>

場所	窓口番号	課名	対象者	手続内容	必要なもの	<input checked="" type="checkbox"/>		
上下水道課		上下水道課	水道使用者が死亡されたら	<ul style="list-style-type: none"> 水道使用者の名義変更が必要です。 一人暮らしの方の場合、閉栓手続、水道料金の支払いが必要です。 亡くなられた方が片岡台1丁目・2丁目に居住されていた場合は、河合町上下水道課へお問い合わせください。 (河合町上下水道課 0745-56-5210) 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 遺族の方の本人確認書類 手続に関しては、上下水道課（上水道係）までご連絡ください。	<input type="checkbox"/>		
上牧町文化センター		文化振興課 (図書館)	利用者カードを作成されていた方	<ul style="list-style-type: none"> 利用者カードを返却してください。貸出中の図書館資料があった場合返却してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者カード 本人確認書類 	<input type="checkbox"/>		
(保健福祉センター) (2000年会館)		福祉課	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されていた方	<ul style="list-style-type: none"> 手帳をお返しくください。 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 	<input type="checkbox"/>		
			自立支援医療受給者証（精神通院）を交付されていた方	<ul style="list-style-type: none"> 受給者証をお返しくください。 	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援医療受給者証（精神通院） 	<input type="checkbox"/>		
			生活保護を受給されていた方	<ul style="list-style-type: none"> 福祉課にご連絡ください。 		<input type="checkbox"/>		
		こども課	児童手当を受けていた方 特別児童扶養手当・児童扶養手当を受けていた方	<ul style="list-style-type: none"> 未支払分の受給手続をしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 手続の種類により必要なものが異なりますのでご連絡ください。 	<input type="checkbox"/>		
				生き生き対策課	緊急通報装置を設置していた方	<ul style="list-style-type: none"> 生き生き対策課へ届出及び緊急通報装置機器の返却が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 	<input type="checkbox"/>
					家族介護支援事業による紙おむつを受給されていた方	<ul style="list-style-type: none"> 生き生き対策課へ届出が必要です。 		<input type="checkbox"/>
			配食見守り事業を利用していた方	<ul style="list-style-type: none"> 生き生き対策課へ連絡が必要です。 		<input type="checkbox"/>		

場所	窓口 番号	課 名	対 象 者	手 続 内 容	必要なもの	<input checked="" type="checkbox"/>
		その他	自治会	・所属されている自治会長にお問い合わせください。		<input type="checkbox"/>

【各町内施設お問合せ先】

上牧町役場（本庁・西館）	0745-76-1001	上牧町保健福祉センター（福祉課）	0745-43-5031
上牧町上下水道課上水道係	0745-76-4599	（こども未来課）	0745-43-5034
上牧町上下水道課下水道係	0745-71-5234	（生き生き対策課）	0745-79-2020
上牧町文化センター（図書館）	0745-78-9903	上牧町役場片岡台出張所	0745-73-5501

【その他お問合せ先】

・不動産の登記に関すること	奈良地方法務局葛城支局	大和高田市西町1番63号	0745-52-4941
・国税（所得税等）に関すること	葛城税務署	大和高田市西町1番15号	0745-22-2721
・県税（普通自動車税等）に関すること	中南和県税事務所	橿原市常磐町605番地の5	0744-48-3000
・年金に関すること	大和高田市年金事務所	大和高田市幸町5-11	0745-22-3531
・軽自動車の登録等に関すること	奈良県軽自動車協会	大和郡山市額田部北町981-8	0743-58-3700

●その他死亡に関連して生じる手続（役場以外で行う手続）

次項に該当される場合は、関係機関等でお問い合わせのうえ、手続をしてください。

※お手続きをされる前に

・お手続きに必要な書類の中には、役場で発行できるもの（戸籍、住民票、税に関する証明書等）があるため、各契約会社及び関係機関にお問い合わせをいただいでから役場にお越しになると手続が進みやすくなります。

・証明書の発行には所定の手数料がかかります。

・戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合がありますので、各契約会社等に ①必要書類 ②提出部数 ③原本の返却の有無 をご確認ください。

・戸籍、住民票、印鑑証明等：上牧町役場1階 住民保険課（窓口番号1番）又は片岡台出張所

・所得証明書、課税証明書等：上牧町役場1階 税務課（窓口番号4番）又は片岡台出張所

	対 象	主な手続	手続先	必要なもの	<input checked="" type="checkbox"/>
その他役場以外で行う手続	生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社又は代理店 ①（保険会社 （電話番号）） ②（保険会社 （電話番号））	・保険金請求書 ・保険証券 ・戸籍謄本 ・死亡診断書 等 ※保険会社・契約内容等により必要書類は異なる場合がありますので、保険会社にお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>
	損害保険等	名義変更・解約等	加入していた損害保険会社又は代理店 （保険会社 （電話番号））	・亡くなった方の死亡の記載のある戸籍 ・相続人との関係がわかる戸籍謄本 等 ※保険会社・契約内容等により必要書類は異なる場合がありますので、保険会社にお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>

	対 象	主な手続き	手続き先	必要なもの	☑
その他役場以外で行う手続き	預貯金口座等	口座解凍手続き	各金融機関等 ① (金融機関) (電話番号) ② (金融機関) (電話番号) ③ (金融機関) (電話番号)	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 等 ※金融機関・取引状況により必要書類は異なる場合がありますので、各金融機関にお問い合わせください。	☐
	株式等	名義変更・解約等	証券会社等 ① (金融機関) (電話番号) ② (金融機関) (電話番号) ③ (金融機関) (電話番号)	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 等 ※証券会社等により必要書類は異なる場合がありますので、各証券会社にお問い合わせください。	☐
	国債 (戦没者弔慰金)	記名変更 償還金受領	償還金支払場所又は証券保管証書に記載の郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・国債(又は証券保管証書) ・記名者の死亡を証明できる戸籍書類 ・記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍書類 ・印鑑 	☐
	普通自動車	自動車税に関すること	中南和県税事務所 橿原市常磐町605番地の5 (0744-48-3000)	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めのお手続きをお願いします。 	☐
	名義変更等に関すること	国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局 大和郡山市額田部北町981-2 (050-5540-2063) ※国土交通省では、皆様の疑問にお答えするヘルプデスクを設けており、自動車の登録手続きや検査関係の案内を自動音声により24時間お聞きになれます。(オペレーターにつなぎたい場合は、「登録」の場合、「0」「3」「7」「検査」の場合、「0」「2」「1」「8」「1」)	☐		

	対 象	主な手続き	手続き先	必要なもの	<input checked="" type="checkbox"/>
その他役場以外で行う手続き	国税関税	相続税手続 所得税・消費税申告手続き	葛城税務署 大和高田市西町1番15号(0745-22-2721) ※音声案内に従って操作してください。面接相談の事前予約をされる場合は、自動音声案内の「2」を選択してください。 (2020.1現在)	・税務署では、電話での回答が困難な相談内容については、面接相談をお受けしております。面接相談を希望される方は、事前予約が必要です。希望される方は、所轄の税務署に電話で予約してください。	<input type="checkbox"/>
	不動産登記関係	土地・家屋等移転登記	奈良地方法務局葛城支局 大和高田市西町1番63号(0745-52-4941)	・登記申請書 ・戸籍謄本 ・除籍謄本 等	<input type="checkbox"/>
	遺言書	検認・開封	奈良家庭裁判所葛城支部 大和高田市大字大中101-4(0745-53-1012) ※遺言書がある場合は、 <u>開封せず</u> に家庭裁判所で「検認」の申し立てをしてください。	・遺言書原本 ・申立人の戸籍謄本 ・遺言者の除籍謄本 ・申立書 ・収入印紙 等 ※申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所になりますので、管轄裁判所で確認してください。	<input type="checkbox"/>
	相続放棄	相続放棄の申立	奈良家庭裁判所葛城支部 大和高田市大字大中101-4(0745-53-1012) ※詳しいお手続きについては、専門機関等にお問い合わせください。	・相続放棄は、相続の開始があったこと知った日から3カ月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てを行う必要があります。相続を放棄するには下記の方法があります。 ①相続放棄 ②限定承認(相続された財産の範囲内で負債も含め相続すること。この場合、相続人全員の合意が必要となります。)	<input type="checkbox"/>

	対 象	主な手続き	手続き先	必要なもの	☑
その他役場以外で行う手続き	固定電話 (NTT西日本)	契約承継・解約	NTT西日本 局番なし116 携帯電話からは0800-2000116 ※まずは、上記に連絡してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者の死亡が記載されている戸籍謄(抄)本の写し ・契約者と相続人の関係がわかる戸籍謄(抄)本の写し 	<input type="checkbox"/>
	固定電話 (上記以外)	名義変更・解約等	各契約会社 (契約会社 (電話番号	<ul style="list-style-type: none"> ・各契約会社に必要書類等をご確認の上、お手続きを行ってください。 	<input type="checkbox"/>
	携帯電話	名義変更・解約等	各契約会社 (契約会社 (電話番号	<ul style="list-style-type: none"> ・各契約会社に必要書類等をご確認の上、お手続きを行ってください。 	<input type="checkbox"/>
	インターネット	名義変更・解約等	各契約会社 (契約会社 (電話番号	<ul style="list-style-type: none"> ・各契約会社に必要書類等をご確認の上、お手続きを行ってください。 	<input type="checkbox"/>
	NHK受信料	名義変更・解約等	<ul style="list-style-type: none"> ・NHK奈良放送局 奈良市鍋屋町27 (0742-26-3411) ・NHK受信料の窓口(自動ナビダイヤル) 受信料に関するお問い合わせ (0570-077-077) 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要書類をご確認の上、お手続きを行ってください。 	<input type="checkbox"/>
	電 気 (関西電力)	名義変更・解約等	関西電力 電気契約のお手続き・料金・その他 (0800-777-8810) ※上記がつかない場合(06-7506-9594 通話料有料)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要書類をご確認の上、お手続きを行ってください。 	<input type="checkbox"/>
	ガ ス (大阪ガス)	名義変更・解約等	大阪ガス 大阪ガスお客さまセンター(0120-5-94817)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要書類をご確認の上、お手続きを行ってください。 	<input type="checkbox"/>

	対 象	主な手続き		必要なもの	☑
その他役場以外で行う手続き	電気・ガス料金等 (上記以外)	名義変更・解約等	各契約会社 電 気 (契約会社) (電話番号) ガ ス (契約会社) (電話番号)	・各契約会社に必要書類等 をご確認の上、お手続きを 行ってください。	☐
	運転免許証	返納手続等	西和警察署 北葛城郡王寺町葛下1丁目7-9 (0745-72-0110)	・亡くなった方の運転免許 証 ・返納手続を行う方の身分 証明書 (運転免許証等) ・親族の場合は、関係がわ かるもの	☐
	パスポート	返納手続	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県旅券事務所 奈良市西大寺東町2丁目4番1号ならファミリー5階 (0742-35-8601) ・高田市旅券センター 大和高田市幸町3番18号トナリエ大和高田3階 (0745-53-8822) ※ お手続きは、親族の方が行ってください。	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の旅券 (パ スポート) ・返納手続を行う方の身分 証明書 (運転免許証等) ・亡くなった方の死亡の記 載のある戸籍 ・相続人との関係がわかる 戸籍謄本 等 	☐
	クレジットカード	解約	各契約会社 ① (契約会社) (電話番号) ② (契約会社) (電話番号)	・各契約会社に必要書類等 をご確認の上、お手続きを 行ってください。	☐
	ケーブルテレビ	名義変更・解約等	契約会社 (契約会社) (電話番号)	・必要書類をご確認の上、 お手続きを行ってくださ い。	☐

委任状

上 牧 町 長 殿

令和 年 月 日

本人の住所： _____

氏 名： _____ 印

生 年 月 日： 大・昭・平・令 年 月 日

私は、下記の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

記

代理人

代理人住所： _____

代理人氏名： _____ 印

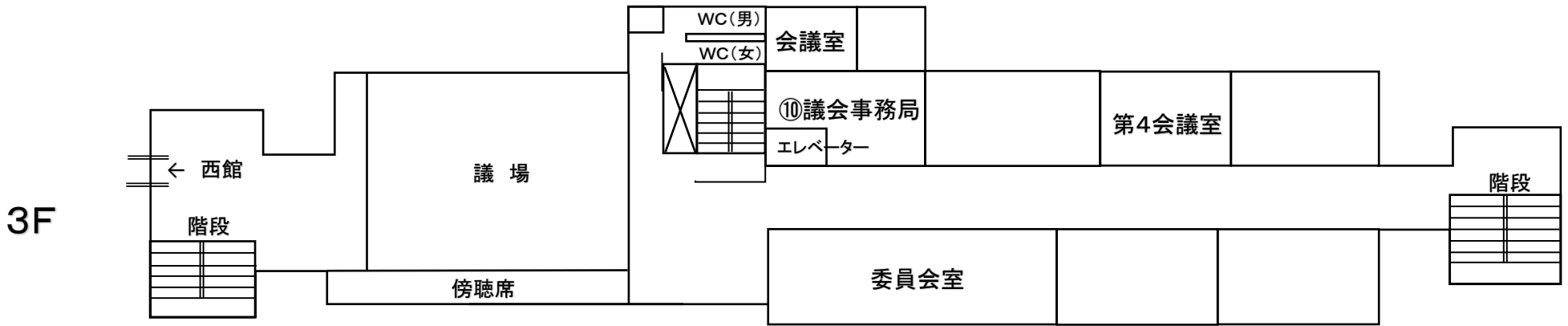
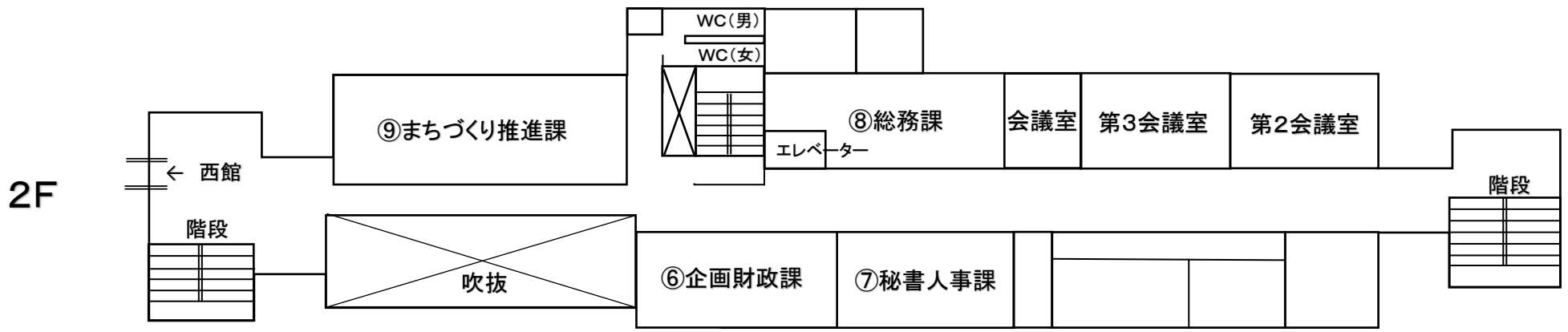
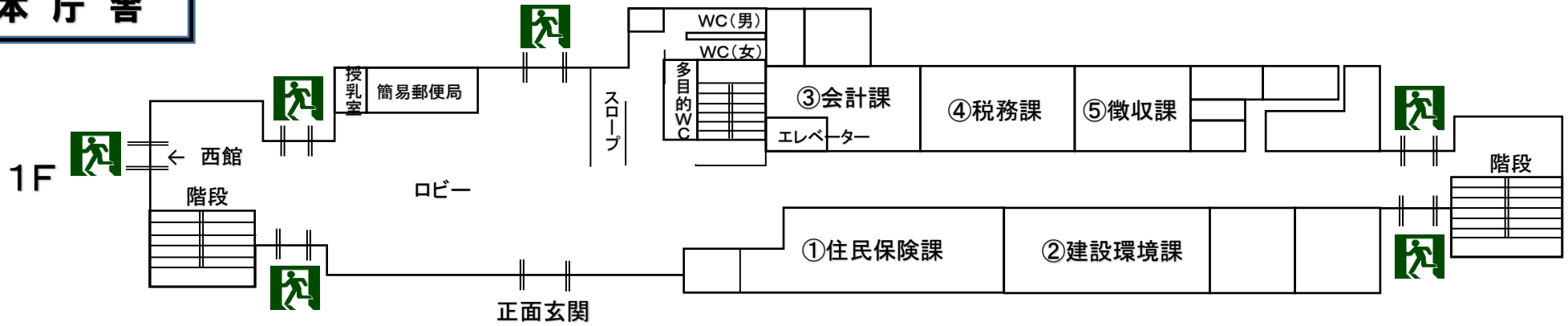
権限を委任するもの

●委任状についてのご注意

- 左記委任状は、上牧町でのお手続きのみご使用になれます。
- 戸籍、住民票、税に関する証明書を代理人が請求する場合、委任状が必要となります。
- 委任状が複数枚必要な場合は、左記委任状をコピーして使用してください。
- 必ず委任者（本人）が、委任事項を記入し、押印してください。
- 委任状を持参される代理人は、委任状と代理人の本人確認できる書類を提示していただく必要があります。
- 相続手続等で証明書を交付される場合は、委任者（本人）が相続人であることが確認できる書類を別途提示する必要がありますので、各受付窓口へお問い合わせください。

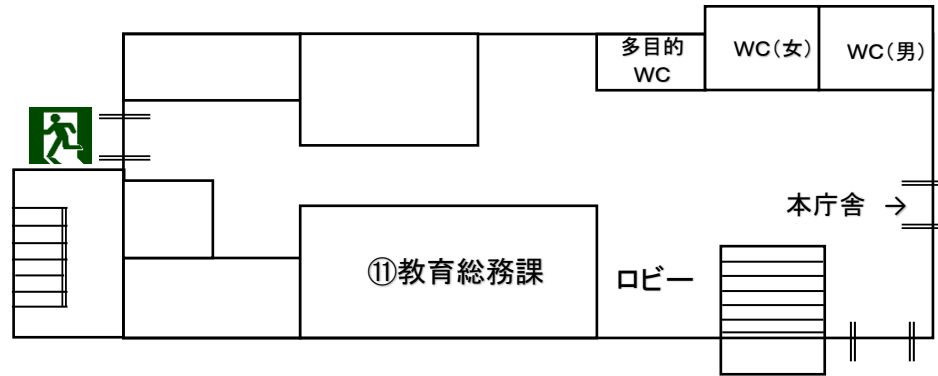
キ
リ
ト
リ

本庁舎

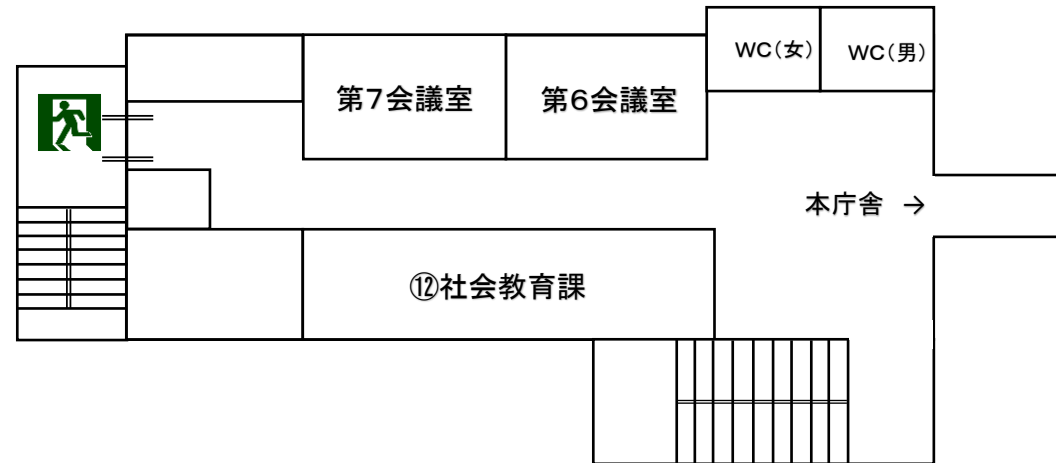


西館

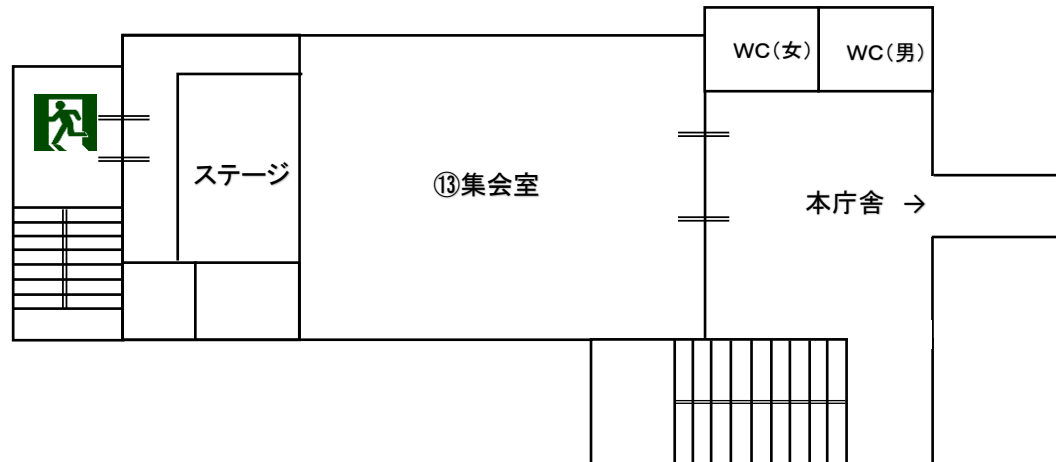
1F



2F



3F

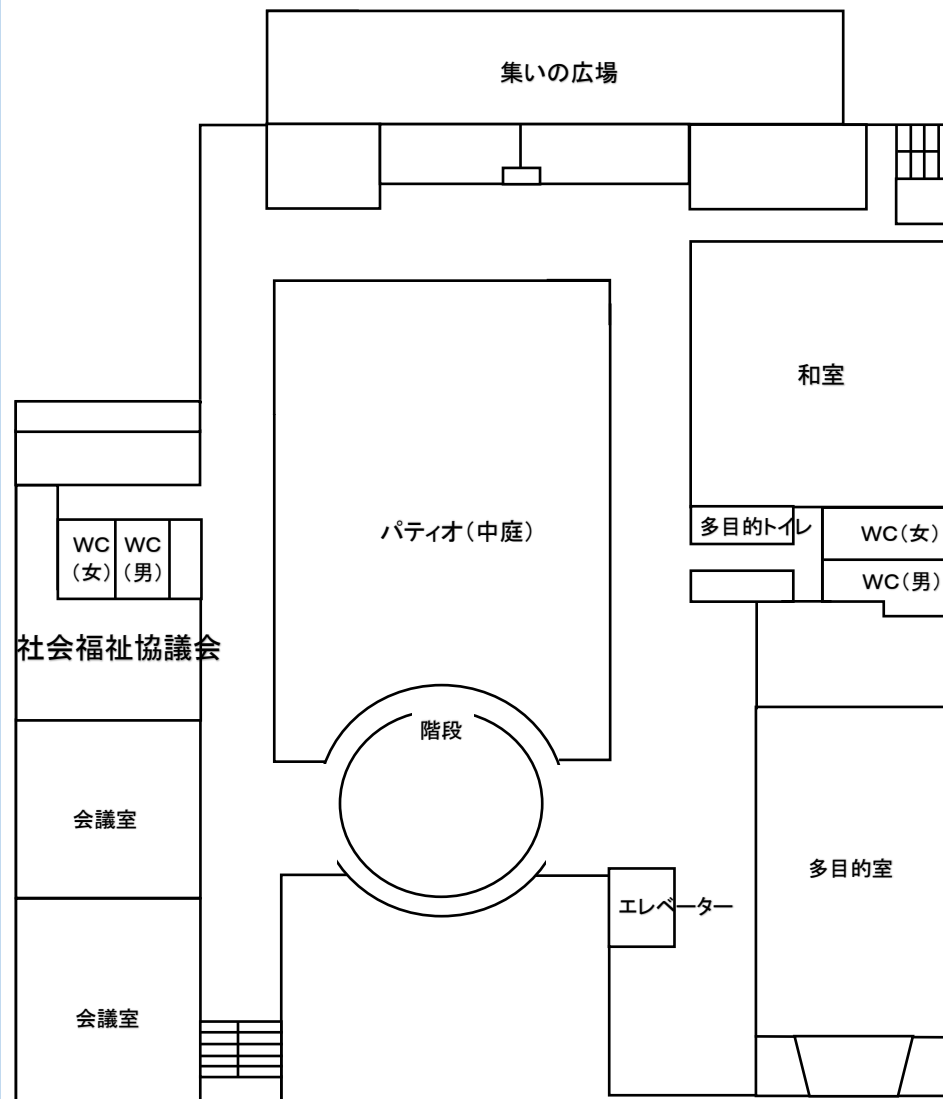


2000年会館

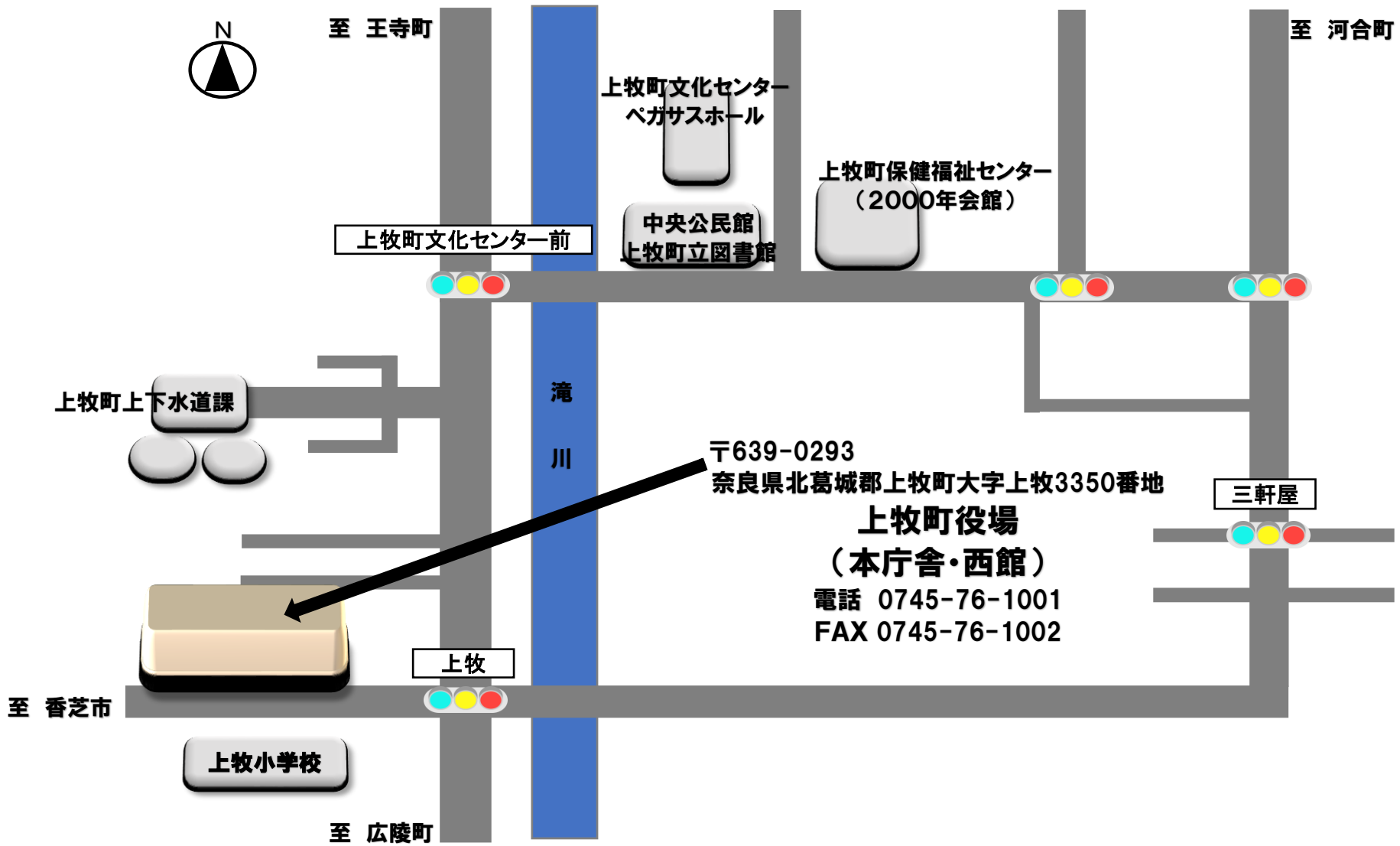
1F



2F



位置図



至 王寺町

至 河合町

上牧町文化センター
ペガサスホール

上牧町保健福祉センター
(2000年会館)

上牧町文化センター前

中央公民館
上牧町立図書館

上牧町上下水道課

滝川

〒639-0293
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350番地

上牧町役場
(本庁舎・西館)
電話 0745-76-1001
FAX 0745-76-1002

三軒屋

上牧

至 香芝市

上牧小学校

至 広陵町

